

釜ヶ崎資料

第五号

72年鈴木組闘争公判資料集

1988年6月25日発行 四百円

釜ヶ崎資料第五号目次

鈴木組事件とは……………釜ヶ崎語彙集原稿より……………	(一)
釜ヶ崎労働者へ集中弾圧……………関Qニュースより……………	(五)
冒頭陳述書(検事)……………	(七)
検事釈明書……………	(一〇)
告訴調書(鈴木)……………	(一三)
供述調書(鈴木)……………	(一六)
意見陳述書……………	(二五)
妹尾美喜夫……………二五	水野照明……………三四
宮崎庄寿……………三六	西原 功……………四三
判決文……………	(四七)
五・二八釜ヶ崎事件公判冒頭所信表明持永隆志……………	(五六)
○川○吉起訴状……………	(六二)
○川○吉供述調書……………	(六三)
警察官供述調書……………	(六八)
関西救援連絡センターニュースより……………	
一二・三〇西成不当逮捕を許すな!……………一五・二四・五五	
西成の怒りはあたりまえなのだ!……………四六・七三・裏表紙	

大 阪 市 西 成 区 荻 之 茶 屋 2 一 8 一 9
旅 路 の 里 付 釜 ケ 崎 資 料 セ ン タ ー

はじめに

『釜ヶ崎資料』の発行は随分と久振り、という感じがするほど、四号の発行からは間があいてしまった。

そのかわり、今号は本当に「釜ヶ崎資料」の名に恥ない内容となっていると自負している。

もっとも、字が並んでいるだけで、読みづらい感じがするし、幾頁にもまたがって続いているものもあるのでパンフとしての出来は、あまりいい方ではないかも知れない。

さて、内容だが、表紙の目次を見ですでにお判りのように、釜ヶ崎のことに関心を持っている人ならば、一度は聞いたことがあるであろう、「鈴木組闘争」についての裁判資料集である。

現在、釜ヶ崎に居る人たちでも、「釜共」のできるきっかけとなったこの事件については、伝聞で、部分的にしか知らない人が多いように思う。

話題となることが多いから知って置くほうがよい、と

いう以上に知って置くべきことから考えると考えている今号に収録した資料は、主に岩田秀一が集め、残して置いてくれたものである。いうなれば、今号は岩田秀一の残務整理的なものでもある。「鈴木組事件」以外にも資料がまとまってあるものがあるので、今後このような形で『釜ヶ崎資料』をこしらえて行きたい。

資料については、西原氏から提供していただいたものもある。ご協力に感謝している。

このような資料集を発行するにあたってもっとも頭を悩ました問題は、氏名を実名のままとするか、それとも匿名とするかであった。

「事件」の関係者の中には、現在、釜ヶ崎とは直接関係のない生活を送っている人もいるし、詳しい事実関係がいまさら明らかにされることを不愉快に思う人もいるかも知れない。人権的配慮からしても、鈴木正九郎を含めて、匿名にすべきであったかも知れない。しかし、あまりにも知られ渡った事柄であるし、過去の新聞記事を辿ればすぐ知れることなので実名とした。

(松繁)

鈴木組事件とは

―釜ヶ崎語彙集原稿より―

暴力手配師追放釜ヶ崎共闘会議は、この事件を機に生まれて。

七一年暮れ―正月の第二回越冬対策以後、西成分会とほぼタモトを分かった若手活動家たちは、越冬以後の運動の沈滞の活路を「現場闘争」に見出しはじめた。

メーデー以後、この現場闘争を軸に、赤軍と歩調を共にし始め、山本組などとの現場闘争の後、鈴木組をその対象とした。

*

*

*

七二年五月二六日、若手活動家を中心とした労働者四名が、市内二六〇〇円土工雑役という条件で、鈴木組の求人に応じた。

杭全町（くまたちよう・東住吉区）の同組事務所マイクロバスで送られた一四名のうち、数名が東大阪市あるいは奈良市の現場を割り当てられたのが事の発端。

「市内という条件で来たから、奈良市内は条件違反だ」と主張する労働者らに対し、社長の鈴木正九郎他の組員

らが「奈良市内でも市内は市内だ」と居直り、さらには「お前らは仕事をしにきたのか、それともメモ事を起こしに来たのか」と組員数人で抗議する一四人を他の労働者と分け、逃走不可能にした。

結局、代表者交渉の結果、全員就労することになったが、東大阪市の現場を割り当てられた二人がトンコ。

同日夕刻、そのトンコした労働者の一人が夜勤仕事を探しにセンターに出たところ、「西成署のものだ」と強引に車にのせられ、杭全町の事務所連行、木刀などで暴行を受けつつ三時間にわたって不法に監禁をうけ、一日間の傷を負う。

二七日、電話連絡で暴行を受けた労働者側は鈴木組と交渉するもラチが明かず、鈴木組は「明日は命知らずの若い者を送るからそのつもりでいろ」と応戦。

二八日早朝、抗議集会をセンターで開くためと防衛の為、四条ヶ辻公園に集合した三〇数名はビラを携えセンターへ。

鈴木組のマイクロバスの前で抗議集会を開こうとしたが、マイクで演説をはじめた時、鈴木正九郎以下組員が木刀などで襲いかかった。鈴木正九郎は取り押さえられ、センター北売店南側のカベに押しやられ、糾弾を受け、労働者から暴行を受け、血まみれになり土下座した。

これ以後の組員との抗争で、鈴木組組員一名が逮捕。

活動家らが引き上げた七時すぎ、停めてあった鈴木正九郎所有のカロウラが転覆され、放火され、その際、二名の労働者が公務執行妨害で逮捕された。

夜は暴動が起こり、二〇〇〇名が西成署前に集結。夜遅くまで続いたが六名が逮捕、二九名が泥酔保護。

暴動は二九・三〇と続き、二日間で逮捕者一五名、泥酔保護は三七名にも上るといふ事態に及んだ。

この一連の騒ぎの中で、ある意味で意外な事態の発展に驚いたのは鈴木組と深く関わっていた労働者であるにも関わらず、マスコミは「暴動は赤軍を中心とした過激派のしわざ」とキャンペーン。府警も過激派取り締まり「合同デスク」を設置。

*

*

*

事件以後のビラまきなどで署名の問題が起こり、二八日当時集まった活動家を中心にしたグループが「暴力手配師追放釜ヶ崎共闘会議」と名乗ることになる。

釜ヶ崎は二六日、連行・監禁された労働者の事件を地検に告訴・告発。それ以後、青腕章問題などで（二六日の青腕章は鈴木組の当番であった）府・勤労福祉協会に對する抗議行動などが続いた。

六月二六日には鈴木組の一斉手入れ。杭全町の事務所

など数箇所が家宅捜査を受け、組員三名逮捕、正九郎他一名が手配された。容疑の一つには凶器準備集合が上げられていたが、それはセンターのそれではなく、二八日の早朝、三時と五時の二度にわたって野鳥の会に木刀などを用意して車で押しかけたことであつた。

その二日後の六月二八日、今度は釜ヶ崎側の手入れ。容疑はセンターでの正九郎に対する傷害など。一一箇所の家宅捜査が行われ、七名が逮捕。

夜は釜ヶ崎による抗議行動が行われ、西成署前でこぜり合い。釈明を求めるために三名が署内に入ったが、そのうち一名は、事件当時東京に行っていたのに令状が出ていることが判明。このことは、令状そのものが相当予断に満ちた薄弱なものであることに通じている。更に弁護士接見により、他の一人も当日の朝はドヤで寝ていたことも判明した。

夜は二名逮捕。

七月八日、第二次の釜ヶ崎手入れが行われ、四名が逮捕、二名が手配。正九郎に対する傷害の他に、四条ヶ辻公園に集合したことを持つて、凶準の容疑が加わっていた。四名の逮捕者の中には、鈴木組を相手取って告訴した労働者も含まれていた。

鈴木組事件での関連逮捕は三七名にも及んだ。うち起

訴されたのは九名。全て公判中（七三年二月現在）であるが、供述等の関係で六名の統一被告団と二名の分離組とに主要にわかれている。

統一被告団（Q・持・水・菊・宮・妹）の第一回公判においては、裁判官が「被告はハチ巻きを取れ」と指示したのに対し、被告側は「俺達のハチ巻きは裁判官のネクタイと同じ、俺達に取れと言うなら、アンタも取れ」と反論、話題をまいた。

*

*

*

「ひょうたんからコマが出た」この事件は、鈴木組の思ひ上がった軽率な対応が生んだものである。鈴木組は「もう二、三人痛い目に合わせておけば、何も言わなくなるだろう」と思い込んでいたのだろう。そういうこの事件を生ぜしめた業者の姿勢と体質こそが、この事件を通じて明らかになったと言える。

二八日の乱闘で、正九郎は時価百万円のダイヤの指輪を失ったことが、後の記録で明らかになったが、ヤクザのハッタリかどうかは別として、労働者と手配師（業者）の関係は「ダイヤ」と「地下足袋」であり、それを保証するのが「木刀」であるという、最も理解しやすいパターンがこの中に示されている。

釜共闘は、この事件を原点とし、現場闘争というもの

を位置づけているようだ。そして「暴動闘争勝利」というアジテーションを实践したのも、この事件以後のことである。

鈴木組とのセンターにおける実力対決で、釜共闘は確かに勝った。それは事実以外の何物でもない。

大挙して悪徳業者の現場に乗り込んだこと自体の中に労働者の評価を聞くこともできた。

しかし、事件以後、鈴木組は「新研建設」と登録変えし、何らかの形で土建業を、人夫出しを続けていることも事実なのである。

そして、釜共闘に対する労働者の評価が、マスコミ等の赤軍キャンペーンの中においても決して低くならないのは、「追放闘争勝利」といった簡単な表現ですまされる点には殆ど関係ないのではないか。

それは『赤軍ラーメン』に示される現実的な、困った時はタダでメシが喰えるという点と、野鳥の会へ行けば賃金未払い、あるいは医療の問題が片付くといった、越冬対策に象徴されてよい日常的な運動の中に労働者の信頼が寄せられたのではないか、ということだ。

手配師の問題が、他の産業と比較して七十年遅れている建設産業の構造上の問題であることは避けて通れない。そのことは、むしろ労働者一般の方が現実の問題とし

て受けとめているだろう。端的に言えば、「現実には手配師を通じて仕事に行っている。簡単に手配師を追放したら、誰が紹介してくれるんや」ということである。

事件以後、業者の暴力事件は目に見えて減り、賃金も少々上昇した。

しかし、そのことだけにしかこの闘争の評価があり得ないのなら、釜共闘はただの「捨て石」的存在でしかあり得ないのではないか。あまりに厳しい言い方かも知れぬが……

「手配師を追放したら」という構造上の問題にまで関わる運動を提示しえないかぎり、釜共闘が確固たる基盤を築き得ないように思えてならない。

全港灣はその問題を港灣労働法の例を引き、建設労働法の設定に持ち込もうとするが、それは問題のすり替えに他ならない。

釜ヶ崎が釜ヶ崎たるゆえんは、建設労働「法」のラチ外にあるからだ。

「鈴木組事件とは」と題した本稿は、本文中にも書かれてるように、今から一四年前に「釜ヶ崎語彙集」のためにまとめられたもので、救援活動家岩田秀一による。

「釜ヶ崎語彙集」は「新日本文学」にその一部が掲載されたことがあるが、出版をめざして集められた大方の原稿は日の目を見ることなく今日に至っている。

「釜ヶ崎には現代のさまざまな矛盾が集中しています。十年あまり前の「第一次暴動」以来、それについては多くのルポルタージュが書かれ、多くの調査研究がおこなわれ、多くの権力的制圧が加えられ、また、いささかの改良施策が進められました。／そういうなかで、矛盾は一層濃密化、顕在化して、もはや第××次と回数をかぞえられぬまでに「暴動」は日常化しています。しかし

一方では、鉄骨高層のマンモスドヤの新築も相次いでいて、建築許可という側面からすれば、釜ヶ崎の現状固定を行政的には認めている事実があります。／だが、ルンペン・プロレタリアートに対して侮辱的な規定をあたえたマルクスにかかわりなく、流動する自由労働者を無視して今日の変革を語ることはできません。」「関東出張・鹿児島行」あるいは「千葉行」の求人ビラが示す通り、釜ヶ崎は列島ニッポンを徹底し、山谷、川崎、横浜、名古屋、尼崎、神戸、北九州等々にも下層肉体労働者の連帯を根付かせています。／この意味から、現に釜ヶ崎に生きるわれわれは、いわば内部の視点から共同で釜ヶ崎像を描く作業に着手しました。」「寺島珠雄が代表だった。

釜ヶ崎労働者へ集中的弾圧

関西救援連絡センターニュースより（第二八号一九七二年七月号）

（五月二八日） 契約違反など業務上のルーズさを労働

者に追求された鈴木組が、二六・二七

日に逆に労働者を不法監禁する事件が起こった。二八日朝六時二十分、労働者約三〇名が抗議ビラをまきはじめた。マイクを中心に集る労働者に、まず鈴木正九郎の木刀が舞った。身を挺して防衛する労働者は鈴木を取りおさえた。圧倒的な数の労働者に囲まれた鈴木は土下座してあやまり難をのがれた。やっと到着した警官に保護されたのだ。しかし残った労働者の怒りはまだ静まっていなかった。組員たちが襲撃用に乗り込んだ乗用車はひっくり返えされ焼かれたのだった。

逮捕者 労働者二名（起訴一名） 鈴木組一名

朝、鈴木組が引き起した問題を労働者はそのまま見過しはしなかった。釜ヶ崎暴力支配の総元締めである西成署に対して、自然発生的に抗議行動が起った。労働者の労働における支配が暴力団によって為されているのなら、

ら、その全生活は西成署に包括される。二千名の労働者の反乱は釜ヶ崎中でくりひろげられた。

逮捕者 六名（起訴二名） 泥酔保護 二九名

（五月二九日） 反乱が二日目にはいると、定石通り警察権力は、マスコミ総動員で扇動者説

を打ち出してきた。

逮捕者 一〇名 泥酔保護 二二名

（五月三〇日） 前日の反乱を指揮したのは四、五〇名

の新左翼系活動家だと報道した読売新聞は、この日の反乱の指揮を舌の根もかわかぬうちに九〇人と書く。例によって例のごとくこの日も事前検束し泥酔保護を西成署は活用した。中でどんな目にあったのだろうか。

逮捕者 五名（起訴一名） 泥酔保護 一五名

反乱は三日で終った。府警刑事・警備部と西成署は、三〇日過激派取り締まりのため合同デスクを設置した。

「悪質手配師への早急な対策をとるか、新左翼系活動家と労働者を切り離さないかぎり騒ぎは長期化し」力「で押さえても再発するという同部の判断から、合同デスク」の設置となった」（毎日新聞）

（六月九日） 五月二六日に鈴木組の事務所に連行され、三時間にわたる木刀等によるリンチを受けたHさんは、鈴木正九郎はじめ組員三名を大阪地検に告訴した。

罪名Ⅱ不法監禁・暴行致傷

（六月一六日） 六時すぎセンターに於いて釜共闘旗上げの意味をかねて、集会がもたれた。

この集会の最大の意味は、暴力手配師に青腕章（就労正常化指導員）をまかせている府勤労者福祉協会への抗議であった。

（六月二六日） 鈴木組一斉手入れ。各紙はこのことを「愛隣騒動の火元手入れ」「暴力手配

師を摘発」と書きたて府警の勇断をほめたたえた。組員三名逮捕、正九郎他二名手配。

（六月二八日） 当然予測できた事だった。野鳥の会への手入れ。この日をさかいにブル新の書き方は一変。いつのまにか釜共闘が、何もしていない鈴木組を襲い、労働者を扇動したことになっている。

令状逮捕 六名 家宅搜索 一一カ所
夜、抗議集会。令状逮捕 一名

（七月八日） 再び四名の労働者が逮捕、一二名が手配された。驚かざるを得なかったのは、逮捕された者の中に鈴木組を告訴したHさんがいることだった。さらに兇器準備集合容疑までデッチ上げられている。

やられたら／やりかえせ

実録 釜ヶ崎・山谷解放闘争

田畑書店刊

釜共闘・山谷現闘委・編集委員会編

冒頭陳述書（検事）

傷害等

中村豊秋こと

水野 照明

ほか四名

右被告人らにかかる頭書被告事件につき、検察官が証拠によつて証明する事実は左記のとおりである。

昭和四八年一〇月二〇日

大阪地方検察庁

検察官 検事

八木 廣二

大阪地方裁判所第六刑事部 殿

記

第一 被告人らはいずれも「野鳥の会」に所属するものであるが、同会は昭和四七年四月末ころ結成され、同年五月二一日大阪市西成区東田町四三番地井伊アパート内に「野鳥の会共同事務所」を開設し、日雇労働者の解放等を標ぼうし、当面の活動目標は、暴力手配師の追放にあり、同地区居住の労働者を広範囲に結集して、右闘争を企図実現しようとするにあつた。

そしてその闘争の方法の一つに福祉センターにおける手配師の求人に応じて就労するようにみせかけ、あるいは実際に就労するが、賃金は元請が出している額と同じ額を要求し、条件違反については徹底的に抗議をして補償を求める等して終局的には手配師を同センターから追放しようとするものがあつた。

第二 鈴木建設興業株式会社は、大阪市阿倍野区松崎町四丁目八番地に本社を、同市東住吉区杭全（くまた）町一七三番地に杭全出張所をおく、土木建築請負を業とする会社であり、本件被害者鈴木正九郎は、同社の代表取締役会長である。

同社は、右事業に付随して人夫出しの仕事を行なっており、西成区内のあいりん地区に「あいりん福祉センター」が発足してからは、同センターの財団法人労働福祉センターにおいて所定の手続きに従つて人夫出しを行なつていた。

第三 昭和四七年五月二六日午前中、右会社の井上周二、藤本強らは、福祉センターで所定の求人を行なつたところ、現場闘争を推進している本件被告水野、同持永、同西村、同国分寛、船本州治、橋野勲らを含めて約三〇

名は、進んで同社の求人に応じ、一旦マイグロバスに乗車し、東住吉区杭全町一七三番地の同社の杭全出張所の事務所に赴いた。そして事務所において同社の代表者鈴木正九郎が仕事先の割り振りを行なつたところ、同人は就労場所が違ふとか、求人届けが出ていないと言つて騒ぎたてたが、鈴木はこれを納得させ、それぞれの現場で就労せしめるべく出発させた。ところが、そのうち本件の共犯者である労働者橋野勲、同国分寛らは、就労現場へ赴く前に就労条件違反を理由に逃走して就労しなかつた。そのため、夕方、右センターにおいて、橋野勲は、右会社の井上周二、藤本強らにつかまり、同社の杭全町の事務所に連行され、同所において、鈴木正九郎から「野鳥の会」の存在、現場闘争および同会の中心人物について尋ねられるままに話し、帰る際に同社社員に殴打されるなどの事件が発生した。翌五月二七日、右会社からはいつものとおり井上周二、藤本強らが前記センターへ求人に行き、被告人水野を連れ帰ろうとしたが果たさず労働者らから求人の為運行していたバスをけられるなどして求人は出来なかつたものである。

第四 一方、野鳥の会側は、右橋野が鈴木建設興業

株式会社杭全町出張所に連行されたことおよび五月二七日被告人水野が同社の社員に連行されかけたことを重視し、同日午後五時ころ、大阪市西成区西入船町二五番地鎌田アパート内被告人西原の部屋に、同人、被告人持永、橋野、船本、被告人大木こと宮崎らが集合し、その対策を協議した。

二 として午後七時三〇分ころ、前記野鳥の会共同事務所内および事務所前路上等に、被告人西原らを含む学生、労働者ら約三〇数人が集まり、被告人持永の司会で鈴木建設興業株式会社に対する今後の闘争方針について協議し、被告人西原が全員の賛成を得て、このままでは鈴木になめられるので、鈴木組の白色テロに対して赤色テロで武器をもつて徹底的にやる。明朝（五月二八日）五時半、時間厳守で、各自で武器を用意して四条ヶ辻公園に集まり、そこからセンターに赴き、同所で求人にきている鈴木組を攻撃することおよびその後、勝浦食堂に集結することを指示した。

三 被告人らは、右計画謀議に基づき、シノ、トンカチ、パイプレンチ、手かぎ等をめいめい用意した。

第五 同日午前六時ころ、同市西成区東四条一丁

目一〇番地の四条ヶ辻公園に被告人らを含めて約四〇名シノ、パイプレンチ、トンカチ、手かぎ、竹棒、トランジスターメガホンを携帯して集合し、同所において被告人持永が、「これから鈴木組をやつつけにセンターに行く」と演説し、全員「ワア」と喚声を挙げ本件犯行現場に赴いた。

二 なお、同公園において、被告人西原はトランジスターメガホンを、被告人宮崎は鉄製のパイプレンチを腰にさし、共犯者国分寛は、トンカチを船本州治はシノをそれぞれ所持していたものである。

三 犯行現場のあいりん労働福祉センターは西成区西入船町三番地に所在し、一階は財団法人西成労働福祉センターで労働者の寄り場（求人場）および駐車場、食堂等の配置となつてゐる。

四 午前六時二〇分ころ、現場に赴いた被告人水野、妹尾らは、暴力手配師鈴木組をつぶそうという趣旨の呼びかけのビラを労働者に配り、一方被告人西原は、鈴木組の自動車のおいてある求人場北詰所付近において、所携のトランジスターメガホンを使用して、その付近に蟬集しておつた日雇労働者ら多数に鈴木組を叩きつぶせとアジ演説を始めたため、これを制止しようとした鈴木

正九郎と喧嘩口論となり、被告人西原は「こんな奴、アソコ泣かして喰いものにしておる皆でやつてまえ」と怒号し、被告人水野が右鈴木をはがい締めにし同所付近を移動していたところを被告人宮崎がパイプレンチで頭部付近を一回殴り、被告人西原が手拳およびつるはしの柄で頭部、背部、腰部等を数回殴り、その後はがい締めを解いた被告人水野も手拳で同人の顔面を数回殴る等の暴行を加え、共犯者塚崎秀雄、橋野勲、船本州治、国分寛、永島某、坂本正夫らもベンチ、シノ、トンカチ、手拳で同人の頭部を殴りつけた。被告人西原は、その後鈴木に対し、「叩き殺すぞ、謝まれ、土下座せい」と怒鳴り同人の頭を床に押えつけたりし、その間付近の労働者らはこもこも同人の頭部顔面を手拳、木刀、手かぎで殴打する等して一時的に同人を失神状態とした。その後、右被告人らの犯行を聞いてかけつけた警察官が被告人らの犯行を制止して鈴木を現場から救出した。

第六 被告人らは、犯行後被告人西原の指示でセンター北側に集まり被告人西原が「団結すれば暴力手配師を追い出すことができる、皆で団結して闘おう」と演説し、犯行が成功したことを確認し、四条ヶ辻公園へ引き

揚げ、さらに同所から同区東萩町三三番地所在の勝浦飲食店に行き、同所で炊出しをうけ、その後大阪大学鴻池寮に赴いた。

第七 鈴木正九郎は、被告人らの右暴行により公訴事実

釈明書

公務執行妨害等

水野 照明

ほか五名

右被告事件につき、弁護人からなされた起訴状に対する釈明要求について左記のとおり釈明する。

昭和四八年 月 日

大阪地方検察庁

検察官 検事

大阪地方裁判所第十五刑事部殿

記

(求釈明)

第一 被告人持永隆志、同水野照明、同西原功、同妹尾

記載のと通りの傷害を負い、大和病院で頭部の縫合の治療をうけ、その後は早石病院で診察治療をうけた。

第八 右に関連する事実および情状

美喜夫、同宮崎庄寿に対する各起訴状について

一、各起訴状の公訴事実冒頭の「大阪市西成区のいわゆるあいりん地区における日雇労働者の解放等を標榜する『野鳥の会』の幹部であるが」(被告人持永、同西原)

「『野鳥の会』の代表者であるが」(被告人水野)、「『野鳥の会』の会員であるが」(被告人妹尾)および

「大阪市西成区のいわゆるあいりん地区で日雇労働者をしているものであるが」(被告人宮崎)との各記載は各公訴事実中いかなる意義を持つものであるか。

(釈明)

いづれも本件犯行の動機、背景を明らかにするための記載であり、本件に関連ある事実として身分を特定したものである。

二、1 鈴木建設興業株式会社の事業内容

土木建築請負業および日雇労働者の斡旋供給業。

二、2 手配師とは何か

日雇労働者の斡旋供給を業としている者をいう。

二、3 「紛争」の日時、場所、内容、原因。

(1) 五月二六日、大阪市東住吉区杭全町一七三番地鈴木建設興業株式会社杭全出張所において日雇労働者らが就労条件が異なること等を理由に就労しなかったことについての両者間の紛争。

(2) 五月二七日、鈴木建設興業株式会社の従業員が本件犯行現場において、日雇労働者を拉置して事務所連れ帰ろうとして果たさなかったこと。

二、4 労働者らが殴打された日時、場所、殴打した従業員の数、その各氏名、殴打された労働者らの数、その各氏名、傷害の有無、あるとすればその部位、程度。

五月二六日午後九時半すぎころ、大阪市東住吉区杭全町一七三番地鈴木建設興業株式会社杭全出張所内外において、日雇労働者河本こと橋野敷に対し、西原こと韓誠ほか氏名不詳者約三名が同人の顔面、背部等を

殴打して加療約一週間を要する顔面打撲傷等の傷害を負わせたもの。

二、5 右殴打した従業員の刑事処分如何

西原こと韓誠は、昭和四七年九月二九日大阪地方裁判所に訴追されている。その他については刑事処分はなされていない。

二、6 「殴打されたことなど」とあるが、これは他にも労働者が鈴木建設興業の従業員から何らかの被害を受けた事件があったという意か、あるとすればその内容を明らかにされたい。

「殴打されたことなど」とは右の殴打以外に五月二七日午前七時ころ、あいりん総合センターにおいて日雇労働者水野照明が、前同社の藤本強らにつかまり、押したり、ひいたりして無理矢理車にのせられようとしたこと。

三、共謀について

日時、場所、共謀した者の人数を明らかにされたい。

1、事前共謀

五月二七日、大阪市西成区入船町二五番地鎌田アパ
ート、数名。

2、事前共謀

同日、前同市同区東田町四三番地野鳥の会共同事
務所内外、三〇数名。

3、事前共謀

五月二八日、前同市同区東四条一丁目一〇番地四
ヶ辻公園、約四〇数名。

4、現場共謀

同日、犯行現場、約四〇数名。

四、行為について

被告人らは、各公訴事実記載のいずれかの行為をした
ものか否か。

いずれかの行為をしたものである。各行為の内容は
冒頭陳述において明らかにする。

第二 被告人菊池光明に対する起訴状について

一、「大阪市西成区内のいわゆるあいりん地区で日雇
労働者をしているものであるが」との記載は公訴事
実中いかなる意味を有するか。

本件犯行の動機、背景を明らかにするための記載で
あり、本件に関連ある事実として身分を特定したもの
である。

二、公訴事実六行目「日雇労働者の就労条件等をめぐり」
の等とは他に何を指称するか。

「等」は就労条件以外で、求人届の提出、労働者の
賃金ピンハネの有無などという。

三、同九行目「紛争」の日時、場所、内容、原因。

第一、二、三で釈明したとおり。

四、同一一行目「かねて」とはいつからの意か。

日ごろからという意味である。

五、同一二行目「就労条件等につき」の等とは他に何を
指すのか。

第二、二に同じ

六、被告人は公訴事実記載の各行為の実行行為者か否か。
実行行為者である。（具体的所為については冒頭陳述
で明らかにする）。

生 日 調 査 書

住居 大阪市東住吉区杭全町一七三番地
職業 鈴木建設興業株式会社

(現株式会社新研建設) 役員

電話七一四局三區九四番

鈴木 正 九 郎

昭和九年五月一日(三八才)

右の者は昭和四七年七月三日大阪府警察本部において
本職に対し、器物損壊事件につき、次のとおり供述して、
告訴した。

一、私は本年六月中ごろから大阪市阿倍野区松崎町四
丁目八番一号に本社があり、営業所は私の住居地にあ
ります。

株式会社新研建設の取締役をしておりますが、この会
社の名称が、鈴木建設興業株式会社であり、私が同社の
会長をしていた当時の昭和四七年五月二八日、大阪市西
成区の総合福祉センターで、野鳥の会のメンバーである

通称九ちゃんこと上村九十九郎二四才ぐらいほか、同じ
野鳥の会の者や労務者多数に、私の所有である普通乗用
自動車一台、時価三〇万円ぐらいに放火されたり、同じ
く私所有のマイクロバスの後方ガラス二枚、時価一万円
ぐらいのものを割られるなど、損壊されましたので、処
罰してもらいたく告訴します。

二、本年五月二八日、私所有の乗用自動車やマイクロ
バスのガラスなどを損壊されます原因は、その二日程
前の五月二六日朝、私方の会社の者がセンターに労務者
採用に行った際、野鳥の会の連中を含む労務者で、私方
で採用もしない連中が無理矢理マイクロバスに乗り込ん
できて、杭全町の事務所でさんさん文句を云いなどし、
やっと仕事に行かしたところ、現場から逃げ出すなどし
たことがあったことからめめ出したのであり、そのいき
さは本年六月六日本部捜査四課の南さんに書いて貰い
ました調査のとおりであります。

三、いま話しましたように、南さんの調査で話したよ
うないきさつで、本年五月二八日午前五時半ごろ、セ
ンターに行き、必要な労務者を採用したから間もなくし

た午前六時すぎころ、野鳥の会のメンバーである通称九ちゃんこと上村九十九郎という男で、このたび聞いた本名年令は、西原功二一才とわかりました男を扇動者とする持永、中村、国分や労働者風の者大勢が「鈴木組をぶっ潰せ」などと騒いで暴動を起こし、私らにも殴りかかってきたので、私は木の棒を持って応待したのですが、私は身体中を殴られたのです。

こうして私がやられましたときに、このたび告訴しました自動車を損壊されたのです。

私はこの損壊されました状況は見ておりませんが、当日、事務所に戻ってから運転手の井上周二やほかの者から事情を聞いてわかったのであり、乗用車の方は放火され、マイクロバスのガラスは、マイクロバスが逃げ出す後方から棒で叩いたり石を投げなどして割ってることがわかったのであります。

四、ただ今までに話したようにして、野鳥の会の西原功らを扇動者とする労働者風の者大勢に、昭和四七年五月二八日午前六時すぎころ、このたび聞いて分かった大阪市西成区西入船町三番地あいりん総合福祉センター内西側で、乗用車一台に放火され、マイクロバス後方の

ガラスを割られて損壊されました。

この中の乗用自動車一台は、私個人の所有のくるまで、天井黒色レザー、車体おど色、カローラ一二〇〇cc、七〇型の普通乗用自動車で、昨年三月ごろ堺のカローラ一南海からクーラー八万五千円くらい、カーステレオ二万八千円くらいなどをつけて七〇万円位で新車で購入したもので、放火して焼かれるまでに一万五千キロ位走っており、時価三〇万円ぐらいの車だったので、放火されて使用不能となり廃車しました。

ガラスを割られたマイクロバスはイスズエルフ一九〇〇cc、二五人乗りの車で、カローラの車同様、私個人の所有の物で割られたガラスはまん中にさんがあり、二枚になっており、ガラスの厚さは三ミリぐらいで、一枚の大きさは六〇センチ×六〇センチぐらいです。この二枚を割られたのであり、一枚五千円ぐらいで、二枚で計一万円ぐらいの損害であり、合計三一万円ぐらいの損害であります。

私は金額の多少を問題にしているではありません。

野鳥の会の連中を扇動者とする者たちの行為については奮がいており、嚴重に処罰して貰いたく、乗用車やマイクロバスのガラス損壊について告訴した次第であります。

ます。

鈴木 正九郎（指）

右のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名指印した。

一二・三〇西成

「不当逮捕を訴すな！」

七〇年十二月二十日、西成の労働福祉センターに、五〇〇人近くの釜ヶ崎の日雇労働者が職を求めた暴動に対して、大阪府警の機動隊二〇〇人と西成警察など七〇〇人で狂暴な弾圧を加えた、その中で不当に二名を逮捕した。

救援センターは、七一年一月五日に新谷弁護士が接見活動を行った結果、不当・不法な逮捕の問題点が明らかになった。

それは朝に一度検束してたん釈放し、夜再び逮捕している点であり、しかも一人は令状逮捕である。これらは、西成警察署が大量に検束してその内から権力

前同日

大阪府警察本部刑事部捜査第四課

司法警察員

巡査部長

福井満（印）

の都合のよいものを選ぶという手口であり、今回の二名の労働者は、最近西成の地にきたものであり、住居の定住に不利であり、なおご丁寧なことには西成署の刑事が一たん釈放して五日先まで払いこんであるドヤ賃を返してもらってくるよう手を尽くして改めて逮捕しているのである。

全港湾建設支部西成分会では、この不当逮捕に対し、一方では本人への洗面道具、衣類、食物などの差入れで励ましつつ、西成警察署に本人と面会させるよう要求したが、西成署は接見禁止もついていないにもかかわらず、「中の二人が励まされては困る」「だから会わせない」という許し難い対応をなし、彼らの逮捕の不当・不法と取調べのデッチ上げが暴露されるのを恐れて、「担当がいらない」などと終始逃げまわった。

救援センターの新谷弁護士と全港（三四頁へ続く）

供述調書

鈴木正九郎

右の者に対する兇器準備結集等被疑事件につき昭和四七年七月五日大阪地方検察庁において本職は、あらかじめ被疑者に対し自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ任意次のとおり供述した。

一、私は今までに、四回処罰されたことがあります。

1 昭和三十一年一〇月二日、殺人罪で懲役二年に

2 昭和三五年九月二八日、傷害罪で罰金三千元に

3 昭和四二年八月一五日、傷害罪により罰金一万五千元に

4 昭和四六年六月八日、傷害罪により罰金一万円に
それぞれ処せられたことがあります。

二、私は、私の亡父が淡熊会の天梅組の組長をつとめていた関係で、父の天梅組をもち立てていこうということになり、私も同組に入った関係で、淡熊会系に所属しているようなことになっております。

しかし、私自身、極道としての乾分を持っておりませ

ん。

私は昭和三五年ころ、鈴木組を作り、大阪市東住吉区杭全町一七三番地に事務所や飯場を設けて、土木の請負業を始めましたが、それと同時に人夫出しの仕事もやっております。

その後、昭和四二年三月ころ法人組織に変え、鈴木建設興業株式会社の商号で仕事を始め、私が代表取締役社長となりましたが、今年の四月ころ、私は会長と呼ばれておりました。

しかし、今度、後で詳しく申し上げますように、今度の件が発生しましたことから、鈴木建設興業株式会社では具合が悪くなったため、今年の六月から株式会社新研建設と商号を変更し、柳原浩が代表者となり、私は平取締役就任しました。

三、今回、野鳥の会という会に所属していると思われる人達と争ったため、私も怪我をしたのですが、そのことについて申し上げます。

私は先程申しましたように、人夫出し、つまり人夫の手配の仕事を行っているもので、大阪市西成に一〇年位前から人夫の手配に出かけておりました。

西成にあいりん総合センターができてからは、このセンターの入夫の手配に出かけておりました。

入夫の手配は、直接、私がセンターに行く場合もあり、会社の者をやる場合もありました。

私がいりん総合センターで入夫の手配をする場合はマイクロバス二台を持って行き、入夫を集めて、バスに乗せて仕事現場に行ってもらうわけで、大体朝の午前五時ごろにセンターのシャッターが開くので、五時半ごろからセンターに出かけるわけです。

このように、あいりん総合センターに入夫の手配に来る人達は相当数の数にのぼっており、そのため今から三年位前に私が会長となって親睦会を作りました。

この親睦会に六、七〇軒ばかりの人達が加盟しております。

これは、求人に行った手配師がセンターでの場所をとり合うのもめごとが起きていた関係で、このようなめごとをしないように作ったのが親睦会です。

ところが、今年の五月二六日ころでありました。

この時は、私の会社に勤めている井上周二、福吉の両名がマイクロバスを運転してあいりん総合センターに入夫を集めに行きました。

この時は約三〇名位の求人数がありました。

ところが、午前七時ころでありましたと思いますが、会社の事務所に、多分井上であつたと思いますが、私に電話をかけて来ました。

井上は、うちのバスに若い学生らが乗込んでいるので気をつけなあかと云われましたが、どないしましょうと云う内容のものでありました。

西成の労務者を学生風の連中が扇動しているという話を聞いていたので、この学生連中のことではなかるうかと思いましたが、私も一旦バスに乗り込んだら絶対に降りないと聞いていたので、井上に仕方がないから乗せて事務所に連れて来いと指示しました。

五、すると井上がマイクロバスを運転して会社に来ま

したが、バスにはいつも雇っている顔なじみの労務者一四、五名位と一見学生風に見える男達が、一四、五名ばかり乗車しておりました。

私の会社の事務所に着くと学生風のグループ一四、五名はそのまま事務所の入口に坐り込んでしまいました。いつも使っている労務者が、このグループに仕事に行こうと云っておりましたが、この連中は黙ったまま動こう

としました。

しかし私は、仕事の現場に人夫を配置しなければいけないと思います、二、三人づつに別けて現場に行ってもらうようにしました。

仕事の現場の一つに奈良県の西大寺がありました。

誰かが西大寺に行かんか、と云っておりましたが、これを聞いた学生風のグループの中で、後で写真を見て名前を知りましたが、国分寛という男か持永志という男のどちらかであったと思いますが、私に、お前んところは大阪市内での仕事はやらずに西大寺とはどういうことかと云ったので、私は、現場は大阪市内に何ほどもあるから好きな現場に行ってくれたらよいがな、ほかに西大寺の現場に行くものがあるから、あんたら仕事する気があるのか、と云ったところ、この連中はだまっております。

すると持永が国分のどちらかであったと思いますが、どこかへ出て行ってすぐ戻って来ましたが、私に、お前ところは求人届が出ていない、闇手配やと云って因縁をつけてきたので、私はそんなことはない、と云ってすぐセンターに確認したところ求人届はちゃんと出ておりました。

このようなことから、私はだれかがリーダー格の者と話しをしたいから入ってくれと云ったところ、山本と名乗る男が入って来ました。

そこで私はこの山本に仕事の内容を説明したところ、山本は納得しました。

しかし山本が、鈴木組は評判が悪いと云い出したので、私は鈴木組というのはいくらでもあるから、うちは仕事をしてもらったら分かる筈だと云ったところ、皆んなは納得して一応仕事に行く事になりました。そこでそれぞれ二人、三人ずつに分かれてもらって現場に行ってもらいました。

六、その後私は、私の会社に入入りしている鈴木啓文を連れてセンターに出かけたところ、新井組の責任者と会いました。

新井組の者は学生風の連中が私のところに来たことを知っていたようで、どうであったかと聞きましたから、私はいろいろ因縁をつけられたが一応仕事に出てもらったと云ったところ、新井組の者がその連中は昨日うちに来て困った。リーダー格のやつは仕事を最後までするが、他の連中はトンコして帰ってしまうので仕事の段取がく

るってしまった。それにトンコしたやつ金まで出してやったら、よその車に乗るとか云って、いろいろ、いちゃもんをつけるので、トンコした連中にも金を出す約束をしたが、お前ところもやられるぞと云っておりまして。

トンコというのは逃げ帰ることで、新井組ではこの連中にいちゃもんをつけられて、逃げ帰った者の金まで払う約束をしたことを知りました。

このような話を聞いたので、私も警察に行つて相談しようと思ひ西成警察に行き事情を話したところ、どういふ人達が来たか写真を見せてくれました。

私は学生風のグループの男を覚えていたので、写真を見て名前を知りましたが、その中に、中村という男や持永、上村九十九郎、国分、宮本という男などがいたことが判かりました。

この時、本職は昭和四七年五月三一日付司法警察員巡查西村逸人作成の面割写真帳の作成についてと題する報告書添付の写真帳を示した。

お示しの写真帳の中で四番の写真が、私が中村と呼ん

だ男で、この男の名前は水野照明であることを知りました。

さらに写真の五番の男が、私が持永と呼んでいる男です。

さらに写真一一番、一二番の男が、国分と私が申している男です。

さらに写真一三番、一四番の男が、私が上村九十九郎と云った男で、本名が西原という名前であることを知りました。

写真の一五番のめがねをかけた男が私が宮本といっている男です。

さらに写真五七番の男が、私が山本と云った男です。

この男は本名を船本周治という名前であることを知りました。

この船本、西原、持永、水野、宮本らがその時にいたことに間違いありません。

七、このようにして私が警察から帰ってから午後二時半ころであったと思いますが、持永と船本が事務所に見えたので、昼食付きで日当と交通費を含め二、六〇〇円を両名に渡しました。

その時、私が兩名に名前を聞いたところ、船元は山本と名乗っており、持永はもちづきと言っておりました。

私はその日は皆な仕事をしてくれたものと思っていたところ、私の会社の者から他の連中は現場に行かずに逃げ出してしまったことを知りました。

そこで私も逃げ出した連中の金を払ってくれと因ねんをつけられるかも知れないと思いましたが、警察に事情を話しておりましたから、安心してその日の夜、麻雀をやりに行きました。

八、ところが午後七時ころではなかったかと思いが、私のところに姉から電話がかかって来ました。それは今朝、求人に行ったとき鈴木組をヤジってトンコした人を事務所に連れてきているという内容でありましたから、すぐに私も事務所に帰って見ました。

事務所には井上周二、藤本強らがおり、その他に南西会の韓誠ら二、三名がおりましたが、その中に労務者が一人おりました。

私が事務所に行ったときには、既に労務者からいろいろ事情を聞いていたようで、この労務者は河本と名乗っておりました。

藤本らが河本から聞いていたことを録音に取ろうということで、河本の目の前で河本の承諾をうけて、私が質問者になって尋ねて河本が答えたことを録音テープに取りました。

河本の話しでは、野鳥の会というのがあって、責任者は中村こと水野であり、持永、九ちゃんこと西原らが入っており、この連中の扇動で逃げて帰ったと申しております。野鳥の会というのは、あいりん地区を解放するために作った会であると云っております。

トンコした場合でも、又、仕事をした場合でも一人一〇〇円づつ野鳥の会の資金としてとられることになっているという意味のことを話しております。

この詳しい内容は録音テープを警察に出しておりますから、聞いてもらうとわかると思います。

この河本の話しを聞いて、野鳥の会の連中である水野、持永、西原らが扇動して私の手配した現場からトンコしたものだと思います。

このようにして河本の話しをテープに取ったので、そのまま河本には帰ってもらいました。

私はこの河本を連れて来いと指示したことも、この時事務所で脅かしたり殴ったりしたことはありません。私

が事務所に行ったときには、皆なと一緒に河本もビールを飲んでおりました。

ところが河本が帰るときに、若い連中が脅かしたり殴ったりしたことを知りましたが、これは私は関係してありません。

九、このようなことがあってから翌五月二十七日の朝、再び井上、藤本、福吉らがセンターに人夫集めに行きました。午前七時すぎころに帰って来て、昨日うちにきたグループの連中がバスを蹴ったりして暴れるので逃げて来たという話を聞きました。

そこで私は新井組がやられたように鈴木組も何か相手にやられるのではないかと思い、大きな暴動に発展する危険があると思いましたから、親睦会の会長にはそのことを話しました。

そしてまた西成警察署にも行き、明日の二八日は日曜で学生も多いことから、必ずやられるので手を打ってくれ、私らが求人に行けば野鳥の会の連中が、私らに向つてもめると思いますから、頼みますと云つて帰りました。

一〇、このようにして五月二十七日の夜、私らは事務所
で会社のものや南西会のものや相談をしました。

南西会というのは松村春雄というのが責任者で、韓誠など五、六名の者が会に入っており、今年の五月はじめごろから私の事務所に出入りして寝泊りしておりました。これは藤本強が、行くところがないから面倒を見てくれと云われたので、寝泊りするようになりました。

私はこの時、事務所や南西会のものや藤本らに、明日は警察にも云っているから大丈夫だと思いが、万が一、あいつらがしかかって来た場合は俺が責任をもつから行けと申しました。

行けというのは、相手に殴りかかって行けという意味です。

すると藤本が、様子を見に行ってくるからと云つて南西会の者と一緒に木刀などを持ってでかけましたが、この状況については、後で詳しく申し上げます。

この時は別に野鳥の会の連中と抗争などはありませんでした。

二、翌五月二十八日、井上周二と福吉がマイクロバス二台を運転して求人のため、あいりん総合センターに行きました。それが午前五時半ごろであつたと思います。

それよりも前に藤本や南西会の連中は、野鳥の会の方に様子を見に行っておりまして。

そこで私も鈴木啓文と車に乗ってセンターに行きました。

その時、私の兄の鈴木正六も乗用車でセンターと一緒に来てくれました。

私達は、センターで野鳥の会の連中ともめごとがあるのではないかと考えて行ったわけです。

センターでは午前五時ごろにシャッターが開き、午前六時からセンターの業務が始まりました。

そこで私達はセンターの中段にマイクロバス二台を縦に並べて停め、その後ろに兄が乗ってきた乗用車と私が乗ってきた乗用車を停めておりました。

私達の車の周囲には同じように手配に來た人達の車が停められておりました。

そこで私は、この業者たちに今日は、相手が暴れるかも知れんから車を焼かれんように逃げてくれよと注意しました。

一二、このようにして午前六時ごろ、センターの業務が始まったので、私は求人募集の紙をもらって、マ

イクロバスの先頭の車の前に求人紙を貼っておりました。

すると、そのとき誰であつたか分かりませんが、おっさん來たぜという声があるので見ると、どこから來たかは分かりませんでした。私から七、八メートル位離れた地点まで、西原を先頭にして約一〇〇人位の労働者が押し寄せてきているのが分かりました。

その時の状況を図面に書いて差し出します。

この時本職はいりん総合センター一階平面図に本人がバスなどを書き入れた図面を示し、かつ本調書の末尾に添付した。

お示しの図面に書いているように車を停めておりました。

私はこの集団を見たので、突嗟に自分の身を守るために乗用車に積んでいた、つるはしの柄である樫の棒を一本持つて再びマイクロバスの先頭のところに來ました。するとそのとき西原が携帯マイクで、鈴木を殺せ、鈴木組をつぶせと叫んだので先頭におったものがドーと私のところに押し寄せてきました。

西原の近くに持永と水野、国分の三人がいることは、

はつきり分かっており、また口が曲がった男もおりました。

この連中が、西原が「鈴木を殺せ、鈴木組をつぶせ」と指示した声に応じて、ワーと言って私におどりかかって来ました。

そこで私も、持っているつるはしの柄をふりまわしたのですが、相手がたくさんいたために、私は胸倉をつつかまえられたり、蹴られたり頭を何かで殴られたりして、全身をとどころかまわず殴られたり、蹴られたりしました。私も棒を振りまわしておりましたが、そのうち取られてしまったように思います。

このように私にみんながおそいかかって来ましたが、私に手をかけてつかみかかったり殴りかかったりして来た男達は、その中で覚えてるのは西原、持永、水野、口のまがった男、国分でありました。

この五人の者が私に手をかけて乱暴したことは間違いないありません。みんなが一度にかかって来たので、誰がどのようにに乱暴したかまでは覚えておりません。

そのうちに私はその場にねじ伏せられて、殴ったり蹴ったりされたりしたので、私を殴ったり、蹴ったりした扇動者の上村の足をつかんだはなさないようにしたのは

覚えがあります。

上村というのは西原のことです。

このように乱暴されたために気を失ったような状態になりましたから、その後どのようににされたか分かりません。

気がついたときには、今宮の警官詰所におりました。このように西原達に乱暴されたため、私は怪我をしました。

私が棒を振りまわしたときに、何人かには棒が当たったかも知れません。

一三、ところで私が殴られて気を失ってからだと思

ますが、私所有の乗用車を焼かれてしまいました。

この乗用車は、私がカローラ南海から月賦で買った車で、昨年の暮には月賦を完済しましたから、所有権は私のものとなっております。

車を焼かれたことについては別に告訴状を提出しますから犯人を嚴重に処罰してもらいたいと思います。

また、私を殴って怪我をさせた連中についても嚴重に処罰してもらいたいと思います。

焼かれた自動車の損害は三〇万円位であります。

また私は乱暴されたときに一〇〇万円相当のダイヤの指輪をはめておりましたが、これもなくなっております。

現在でも助軟骨が痛んでおります。

一四、その他のことは後でまた申し上げます。

鈴木 正九郎（指）

（二五頁より）湾建設支部西成分会はこの不当な対応を断固として追求し、一月の日昼について二名の釈放を勝ちとった。

今回の闘いの内容の説明のために全港湾建設支部西成分会（日雇労働者のための組合）から出されているピラを紹介します。

大阪城一四〇号 全港湾建設支部西成分会

アットオドロク無責任

責任タライマワシ

三十六年の騒ぎのあと原因・問題はフクザツでシンコクなので行政はナワバリに取らわれることなく問題解決する。府市行政は西成ケイサツと三者連絡協議会

右のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名指印した。

前 同 日

大阪地方検察庁

検察官検事

山下松男（印）

検察事務官

相生康成（印）

を作り、そこで西成ピンハネフクシセンターができることになったが、これは二十六日の大阪府との団交の様子の一部です。

組合 センターに求人にくる業者で、労働者のための法律を守らないような業者を紹介停止セヨ。センターに来さすな。

府 センターは財団法人で別個の独立した団体です。紹介停止などはセンターが決めることです。

組合 センターは府の税金丸がかえではないか。府の行政の肩がわりをしており、カントク権限があり行政指導するべきだ。

府 確かに金を出しております（五十五頁へ続く）